

広島県告示第七百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十二年九月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十二年九月一日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社宇根鉄工所

広島市南区宇品西三丁目一番五三号

代表取締役 宇根 利典

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般一八）第一四七〇号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十

四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施

行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者

である建設工事をいう。

（注二） 「民間工事」とは、右記（注一）以外の建設工事をいう。

（注三） 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四

項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに

類するものをいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十二年九月九日から平成二十二年十一月七日まで

五 処分の原因となつた事実

被処分者の社員について、平成二十年十二月十八日に施行された広島県広島港湾振興局

発注の地方港湾小用港外港湾維持修繕事業第二種漁港柿浦漁港外漁港維持修繕事業招扉等

補修工事の指名競争入札に関し、公正な価格を害する目的で、談合したものととして、広島

簡易裁判所から、刑法の談合罪により、罰金五十万円の判決を受け、平成二十二年四月二

十七日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。